

建管第1108-5号
平成30年 3月 9日

関係各団体の長 様

埼玉県県土整備部建設管理課長
(公印省略)

工事関係事務及び工事書類の取扱いについて(参考送付)

工事関係事務の軽減又は工事書類の削減若しくは改善を図るため、下記のとおり取扱うこととしましたので参考送付します。

記

1 内 容

- (1) 「埼玉県土木工事实務要覧」の一部改正
 - ア 「埼玉県土木工事監督要綱に基づく様式」様式1号「工事記録」、「埼玉県土木工事共通仕様書」1-1-1-2「用語の定義」及び同共通仕様書1-1-1-26「工事完成図書の納品」
別添1のとおり改正し、協議事項の明確化及び協議の適正化を図る。
 - イ 「埼玉県土木工事共通仕様書」1-1-1-23「数量の算出及び完成図」
別添2のとおり改正し、受注者は、出来形測定の結果が設計図書の寸法に対し規格値を満たしている場合は、当該工種における出来形数量の算出及び監督員への提示、提出を要しないものとする。
 - ウ 「工事現場における施工体制の確認要領」
別添3のとおり改正し、同要領第10条に基づく監理技術者等の確認は、「技術者専任等確認実施要領」に基づく確認と兼ねることができるものとする。併せて、施工体制チェックポイントの確認項目を一部改正する。
 - エ 「埼玉県土木工事共通仕様書に基づく様式」第3号「段階確認検査一覧表」
別添4のとおり改正し、段階確認実施記録として位置付けることとし、受注者が印字により作成し、実施及び確認者欄への署名・押印を要しないものとする。なお、段階確認の実施状況については、施工計画書に記載した「段階確認検査一覧表」により確認するものとする。

(2) 設計額 250 万円未満の工事における工事書類の提出

別添 5 により、設計額 250 万円未満の工事について、工事書類への記載を省略、あるいは提出を不要とする。ただし、発注者が必要として提出を求めたものについては、この限りでない。

(3) 「下請負人通知書」の受注者への請求

土木工事における下請負人の商号又は名称その他必要な事項については、施工体制台帳により確認し、「埼玉県建設工事標準請負契約約款」第 7 条の 2 に基づく「下請負人通知書」の提出を要しないものとする。

(4) 安全教育・訓練等の記録の提示

「埼玉県土木工事共通仕様書」1-1-1-32「工事中の安全確保」第 12 項の安全教育・訓練等の記録は、監督員の要請があった場合は直ちに提示するものとなっているので徹底する。(受注者からの提出は要しない。)

2 適用

平成 30 年 4 月 1 日以降に起工する工事に適用する。

ただし、適用日前に起工した工事であっても、受発注者間の協議により適用することができるものとする。

3 その他

改正された埼玉県土木工事实務要覧は、建設管理課ホームページにて閲覧できます。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/doboku-kouji-jitumuyouran-h2604.html>

担 当 埼玉県県土整備部建設管理課
技術管理担当 伊藤、近藤、飯島
電 話 048-830-5201
FAX 048-830-4868
e-mail a5190-02@pref.saitama.lg.jp